



令和元年 第3回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



令和元年11月22日(金)開会
令和元年11月22日(金)閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第3回定例会会議録

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1号（11月22日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
開会（午前11時00分）	3
野志広域連合長の招集挨拶	3
開議	4
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸般の報告	4
日程第4 認定第1号 平成30年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別 会計決算の認定について	5
矢野事務局長の提案説明	5
飯尾監査委員の決算審査結果報告	7
表決	7
日程第5 議案第8号 令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2号）	7
矢野事務局長の提案説明	7
表決	8
日程第6 議案第9号～第15号（7件一括上程）	8
矢野事務局長の提案説明	9
表決	10
閉議	11
野志広域連合長の閉会挨拶	11
閉会（午前11時32分）	11

令和元年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第3回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第11号

令和元年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第3回定例会の招集について、次のとおり告示する。

令和元年11月12日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第3回定例会の招集について

- 1 日 時 令和元年11月22日(金) 午前11時00分
2 場 所 松山市二番町4丁目4番地2
愛媛県農業共済組合 5階 第1・2会議室
-

令和元年11月22日(金曜日)

議事日程 第1号

11月22日(金曜日) 午前11時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

諸般の報告

日程第4

認定第1号 平成30年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第5

議案第8号 令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第6

議案第9号 愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第10号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定について

議案第11号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の制定について

議案第12号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例の制定について

議案第13号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について

議案第14号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

議案第15号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

諸般の報告

日程第4

認定第1号

日程第5

議案第8号

日程第6

議案第9号

議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

出席議員(20名)

1番	北澤剛	3番	清水宣郎
4番	大塚啓史	5番	越智博
6番	越智豊	8番	橋本顯治
9番	近藤司	10番	藤田幸正
11番	武田仁志	12番	武田功
13番	二宮隆久	14番	武智邦典
15番	原田泰樹	16番	管家一夫
17番	加藤章	18番	宮脇馨
19番	河野忠康	24番	赤松紀幸
25番	兵頭誠亀	26番	清水雅文

欠席議員(6名)

2番	梅岡伸一郎	7番	岡原文彰
20番	岡本靖	21番	佐川秀紀
22番	稲本隆壽	23番	竹内一則

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	野志克仁	副広域連合長	高門清彦
監査委員	飯尾隆哉	会計管理者	沖廣善久
事務局長	矢野博朗	事務局次長兼総務課長	田中國芳
事業課長	荻山靖		

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長	横山倫代	資格管理係長	山下裕之
医療給付係長	河内義明	保健事業係長	本郷紀子

◆◆◆ 午前11時00分開会 ◆◆◆

○清水議長 ただいまから、令和元年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第3回定例会を開会いたします。

◆◆◆ 広域連合長招集挨拶 ◆◆◆

○清水議長 広域連合長より今議会招集の挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 議員の皆様方には、日頃より当広域連合の運営に対しまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

先般、厚生労働省によります令和2年度予算の概算要求がなされましたが、被保険者数の増加等から後期高齢者医療制度関連予算は今年度に比べまして1.8%増の5兆4,663億円となっております。当広域連合でも、伸び続ける医療費の抑制は喫緊の課題の一つであります。先の議会でも申し上げましたとおり令和2年度から施行されます高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、事業内容の具体化を、市町と連携して進めているところです。

こうした中、この一体化事業の基本データとなる健康診査や歯科口腔健診の受診率は、今年度増加する見込みとなっております。各市町の取り組みの成果と感謝を申し上げますとともに、引き続き受診率の向上に向けた対応を強化していただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会には、先ほど申し上げました健康診査費等の追加予算措置のほか、平成30年度一般会計・後期高齢者医療特別会計決算の認定、また令和2年4月施行の会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例案等について、提出をさせていただいております。

よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。今議会の招集挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○清水議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程第1号のとおりであります。

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○清水議長 まず、**日程第1、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、25番兵頭議員、26番清水雅文議員を指名いたします。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○清水議長 次に、**日程第2、「会期の決定」**を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○清水議長 次に、**日程第3、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員から、お手元配布の監査等結果報告一覧表のとおり、2件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◆◆◆ 認 定 第 1 号 ◆◆◆

○清水議長 次に、日程第4、認定第1号「平成30年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。矢野事務局長。

[矢野事務局長 登壇]

○矢野事務局長 認定第1号「平成30年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

まず始めに、当広域連合の組織運営経費の収支を扱う一般会計の決算概要について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊になっております「平成30年度愛媛県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」の2ページと3ページをお開きください。

歳入につきまして、3ページ一番下の欄 歳入合計の収入済額は、2億458万43円となっております。次に、4ページと5ページをお開きください。

歳出につきまして、5ページ一番下の欄 歳出合計の支出済額は、1億9,348万6,346円で、歳入歳出差引残額は、4ページ表の下に記載しておりますとおり、1,109万3,697円で、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、後期高齢者医療の収支を扱う後期高齢者医療特別会計の決算概要について、御説明申し上げます。

8ページと9ページをお開きください。

歳入につきまして、9ページ一番下の欄 歳入合計の収入済額は、2,154億7,636万58円となっております。

次に、10ページと11ページをお開きください。

歳出につきまして、11ページ一番下の欄、歳出合計の支出済額は2,062億9,001万681円でございます。

歳入歳出差引残額は、10ページ表の下に記載しておりますとおり、91億8,634万9,377円で、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、14ページと15ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細のうち、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

1款「分担金及び負担金」1項「市町負担金」1目「事務費負担金」の収入済額は、1億9,805万5,764円で、人口割等に応じて各市・町から納付のあった事務費負担金でございます。

次に、16ページと17ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款「総務費」の支出済額は、1億9,307万6,340円で、その主なものは、1枚めくっていただきまして、18ページにございます、1項「総務管理費」1目「一般管理費」19節「負担金、補助及び交付金」1億7,901万4,521円で、当広域連合への派遣職員給与等負担金などがございます。

○清水議長 以上で、説明は終わりました。続きまして、監査委員より決算審査の結果報告があります。飯尾監査委員。

[飯尾監査委員 登壇]

○飯尾監査委員 監査の御報告を申し上げます。令和元年7月26日付けで広域連合長から審査に付されました「平成30年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算」について、令和元年9月4日まで慎重に審査し、その内容を審査意見書として広域連合長に提出しております。

この審査の結果、決算書及び附属書類はいずれも関係法令に基づいて作成されており、決算書に記載の計数は正確であり、各会計の歳入歳出予算の執行についても適正であると認められました。以上で報告を終わります。

○清水議長 以上で報告は終わりました。本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、認定第1号「平成30年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第8号 ◆◆◆

○清水議長 次に日程第5、議案第8号、「令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。矢野事務局長。

[矢野事務局長 登壇]

○矢野事務局長 議案第8号、「令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

今回の補正予算案につきましては、平成30年度決算に基づく各市町の事務費負担金の減額措置、健康診査費等の増額補正、平成30年度国庫負担金の精算に伴う所要経費の補正予算を提案するものでございます。

今回の補正予算の総額は、4,209万円を増額するもので、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ2,148億6,242万円と定めるものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。

1款「分担金及び負担金」1項「市町負担金」3目「事務費負担金」は、平成30年度決算に基づき8,670万5千円減額補正することで、各市町の事務費負担金を減額し、その同額を前年度からの繰越金で措置するものでございます。

2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目「財政調整交付金」1,332万7千円は、健康診査及び歯科口腔健康診査の補正に係る国の補助金でございます。

6款1項1目「繰越金」の補正額1億1,546万8千円は、事務費負担金の減額措置や健康診査費等の補正予算の財源として、前年度からの繰越金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」3,998万4千円は、健康診査及び歯科口腔健康診査の受診者が当初の見込みを上回り増加していることから、健康診査委託料を補正するものでございます。

6款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」4目「療養給付費国庫負担金等償還金」の補正額210万6千円は、平成30年度に国から交付された後期高齢者医療災害臨時特例補助金の精算に伴う超過分を返還するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○清水議長 以上で、説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第8号「令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第9号～第15号 ◆◆◆

○清水議長 次に日程第6、議案第9号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第10号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定について」、議案第11号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の制定について」、議案第12号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例の制定について」、議案第13号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」、議案第14号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」及び議案第15号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について」の7件を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。矢野事務局長。

[矢野事務局長 登壇]

○矢野事務局長 議案第9号から議案第15号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。

まず、議案第9号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月から任用を行うこととなります会計年度任用職員の給与、費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

その主な内容につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、第2条の規定は、週の勤務時間が常勤職員と同じであるフルタイム会計年度任用職員及びそれより短いパートタイム会計年度任用職員に対し、支給する給与もしくは報酬、また支給方法を定めるものでございます。

次に、第3条から第16条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員に関する規定でございまして、第3条から第5条の規定は、給料月額決定に係る給料表や職務の級、号給について、また、第7条から第12条の規定は、通勤手当、時間外勤務手当等の各種手当について定めるものでございます。

第14条の規定は、定められた任期の合計が6月以上の者について期末手当を支給することを定めるものでございます。

次に、第17条から第25条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員に関する規定でございまして、第17条の規定は報酬の月額または時間額について、第18条から第20条までの規定は、それぞれ時間外勤務や休日勤務等に係る報酬の算定方法について定めるものでございます。

第22条の規定は、パートタイム会計年度任用職員についても定められた任期の合計が6月以上の者で一定の条件を満たした場合に期末手当を支給すること、第23条の規定は、報酬の支給に関して、その支給日及び算定方法を定めるものでございます。

第29条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償について、第33条の規定は、休職中の給与について定めるものでございます。

附則第2項は、令和2年6月に支給する期末手当について、令和元年12月2日以降の在職期間を通算する特例について定めるものでございます。最後に、附則第4項は、フルタイム会計年度任用職員は人件費としての給与の支給対象となるため、人事行政の運営等の状況の公表の対象に追加し、任用や勤務条件等を報告することを定めるものです。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

議案第10号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、先ほどの議案第9号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定するに当たり、会計年度任用職員の給料や各種手当の額や支給方法等を定める根拠を規定する条例の整備を図るものでございます。

なお、この条例の整備に伴い「愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例」は廃止いたします。このことは、議案書の34ページの附則第2項に規定しております。それ以降41ページまで給料表及び等級別基準職務表を規定しております。

続きまして、議案書の42ページをお開きください。

議案第11号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給に関し、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の83ページをお開きください。

議案第12号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員は、新たに地方公務員法上の分限処分の対象となることから、職員の意に反して行われる降給や免職、休職等の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案書の86ページをお開きください。

議案第13号「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員は、新たに地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となることから、懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案書の88ページをお開きください。

議案第14号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の勤務時間その他勤務の条件を定める根拠を規定すること、また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律における地方公務員に関する短期の介護休暇等に係る規定が、勤務期間等一定の条件を満たす会計年度任用職員に適用されること等から所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案書の93ページをお開きください。

議案第15号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業や部分休業は、勤務期間等一定の条件を満たす会計年度任用職員に適用されることから、育児休業等に関し、所要の規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○清水議長 以上で説明は終わりました。本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第9号ないし第15号については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○清水議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で日程は全て終了いたしました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○清水議長 したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会挨拶 ◆◆◆

○清水議長 閉会に当たり、広域連合長から挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 議員の皆様には、適切なるご決定をいただき、ここに滞りなく会議を終了できましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、今後も国の予算編成等の動向を注視するとともに、安定した持続可能な運営に努めてまいりたいと考えております。また、来年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けまして、市町とともに進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○清水議長 これをもちまして、令和元年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第3回定例会を閉会いたします。

午前11時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 清水宣郎

議員 兵頭誠筆

議員 清水雅文